

○学校法人国際武道大学役員等給与規程

昭和59年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人国際武道大学(以下「法人」という。)の役員、評議員、顧問及び専門委員会委員等並びに国際武道大学(以下「大学」という。)の学長及び副学長の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 理事長、副理事長、常勤の役員及び学長、副学長(以下「常勤役員等」という。)の給与は、俸給、通勤手当、特別勤務手当及び特別手当とし、非常勤の役員、評議員、顧問、専門委員会委員等(以下「非常勤役員等」という。)については、手当とする。

(俸給等の額)

第3条 常勤役員等の俸給の月額は、別表第1に定める額から理事長が定める。

2 非常勤役員等の手当の額は、別表第2に定める額。

(通勤手当)

第3条の2 常勤役員等に通勤手当を支給するものとし、支給額及び支給方法等については、学校法人国際武道大学教職員給与規程(昭和63年3月22日制定。以下「教職員給与規程」という。)の定めるところによる。

(特別勤務手当)

第3条の3 常勤役員等が学校法人国際武道大学就業規程(昭和59年1月10日制定)第52条に規定する本学の休日において、臨時又は緊急の必要により、特に勤務した場合に特別勤務手当を支給する。ただし、勤務日の振替を行った場合は、この限りでない。

2 特別勤務手当の額は、勤務1回につき18,000円を超えない範囲内で理事長が定めるものとする。

(給与等の支給日)

第4条 常勤役員等の給与は、毎月20日を標準とする支給日を定めてその日に支給する。

2 常勤役員等の特別手当は、理事長が定める日に支給する。

(特別手当)

第5条 特別手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する常勤役員等に対して、それぞれ3月15日、6月30日、12月10日に支給することを常例とする。これらの基準日前1月以内に退任し、又は死亡した者についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退任し、又は死亡した常勤役員等にあつては、退任し、又は死亡した日現在)において常勤役員等が受けるべき俸給月額及び俸給月額に100分の39を乗じて得た額の合計額を基礎として、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た

額とする。

在職期間		割合
基準日が3月1日又は6月1日である 場合	基準日が12月1日である場合	
3箇月	6箇月	100分の100
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80
1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30

3 常勤役員等のうち教育職員俸給表の適用を受ける者の特別手当については、別に定める教職員給与規程の定めるところに従い支給する。

(特別手当の減額)

第5条の2 常勤役員等が、懲戒処分を受けるなど勤務成績が明らかに良好でない場合には、前条第2項の規定にかかわらず、特別手当の額を減額して支給することができる。

2 前項の特別手当の額は、常務理事会の議を経て、理事長が定める。

(就任又は退任した場合の報酬)

第6条 新たに常勤役員等に就任したときは、その日から給与を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は死亡したときは、退任の日又は死亡の日の属する月分の給与を支給する。

3 第1項の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときは、その俸給月額を、その月の日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前項に規定する給与の日額は、俸給の月額をその月の休日以外の日数で除して得た額とする。

(非常勤役員等の交通費)

第7条 非常勤役員等が法人の会議等に参加した場合には、日当及び交通費を支給することができる。ただし、非常勤役員等が法人及び大学に常時勤務する教職員である場合には、支給しない。

(弔慰金)

第8条 常勤役員等及び非常勤役員等が死亡した場合は、弔慰金を贈ることができる。

2 弔慰金の額は、常務理事会の議を経て、理事長が定める。

(功労金)

第9条 開学又は教育研究施設の整備若しくは教育研究の向上に顕著な功績があった常勤役員等及び非常勤役員等が退任した場合は、功労金等を贈ることができる。

2 功労金の額等については、別に定める。

(公表)

第10条 この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年5月21日)

この規程は、昭和60年5月21日から施行し、改正後の学校法人国際武道大学役員等報酬規程は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年3月19日)

この規程は、学校法人国際武道大学及び国際武道大学における規程等の制定手続規程施行の日から施行する。

(施行日＝昭和62年4月1日)

附 則(昭和62年5月26日)

この規程は、昭和62年5月26日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は昭和61年8月1日から、第9条の規定は昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年3月22日)抄

(施行期日等)

1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月20日)

この規程は、公告の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成3年3月27日)

この規程は、公告の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成4年3月28日)

この規程は、公告の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。ただし、第2条、第3条の2及び第3条の3の改正規定は、平成4年1月1日から適用する。

附 則(平成6年3月18日)

この規程は、公告の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月16日)

この規程は、公告の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成10年3月14日)

この規程は、公告の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。ただし、第5条の2の改

正規定は平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成12年3月24日)

この規程は、公告の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成12年10月24日)

この規程は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月8日)

この規程は、公告の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月29日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月10日)

この規程は、公告の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月20日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

常勤役員等 俸給表

号	金額	号	金額
	円		円
1	305,000	17	841,500
2	337,000	18	873,000
3	369,000	19	905,000
4	401,000	20	937,000
5	433,000	21	981,000
6	465,000	22	1,025,000
7	497,000	23	1,065,500
8	529,000	24	1,106,000
9	561,000	25	1,145,500
10	593,000	26	1,185,000
11	625,500	27	1,227,000
12	658,000	28	1,269,000
13	693,500	29	1,307,500
14	729,000	30	1,346,000
15	769,500	31	1,360,500
16	810,000	32	1,375,000

別表第2（第3条関係）

非常勤役員等 手当額

	勤務1回につき (受取額)
	円
役員	25,000
評議員	25,000
顧問	25,000
専門委員会等	25,000